
はじめに

教育基本法は、日本の教育の理念と原則を定める法律です。同法第17条では、この理念の実現に向けて、国に対して、教育振興施策を総合的に推進するための基本方針を定めた教育振興基本計画を策定する義務を課すとともに、地方公共団体に対して、地域の実情に応じて、教育振興基本計画の策定に努める義務を課しています。

岐阜市が、平成25(2013)年度以降の第2期岐阜市教育振興基本計画を策定してから、5年の計画期間が過ぎようとしています。その間、教育界全体を見渡すと、法改正によって、教育行政における責任体制の明確化や、地域の民意を代表する首長との連携強化など、教育委員会制度の根幹に関わる改革が行われました。また、平成29(2017)年3月に、国から、小中学校などで子どもに教える際の目標や内容の基準となる新たな学習指導要領が示されました。周知期間を経て、小学校で2020年度、中学校で2021年度から全面实施されます。

翻って岐阜市の社会状況は、人口が昭和60(1985)年以降減少傾向にあり、1人の女性が一生に産むと見込まれる子どもの数を示す合計特殊出生率は、近年1.3から1.4程度で推移しています。このままの状況が続いた場合、2060年には岐阜市の人口全体が、平成22(2010)年に比べ33.9%減少し、65歳以上人口割合を示す高齢化率は37.8%になると推計されます。人口減少や少子高齢化は、地域社会の担い手不足などの様々な課題を生じるものと予想されます。

平成30(2018)年度から5年を計画期間とする第3期岐阜市教育振興基本計画は、第2期の計画からの継続性を踏まえつつ、先に挙げた変化や課題を見据えながら、より一層岐阜市に根差したものとなることを目的として、第1編に、理念や重点とする事項を掲げ、第2編に、施策の推進に向けた基本的方向性や目標と具体的な取組みを記載しました。本計画に掲げた理念や価値観が幅広く共有され、岐阜市の教育が、多くの市民や団体・企業等の参加・協力・支援を通じてオール岐阜で推進されることにより、岐阜市が、“子どもも大人も皆がひびきあうまち”として発展していくことを目指します。

平成30(2018)年3月

岐阜市教育委員会

(資料)

・岐阜市人口ビジョン(岐阜市/平成27年)